

当別町子どもプレイハウス条例施行規則

平成16年3月31日規則第21号

改正

平成17年3月31日規則第11号

平成18年1月23日規則第2号

平成19年3月30日規則第23号

平成20年3月17日規則第3号

当別町子どもプレイハウス条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、当別町子どもプレイハウス条例(平成16年当別町条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開設期間)

第2条 当別町子どもプレイハウス(以下「プレイハウス」という。)は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(対象)

第3条 プレイハウスに入所できる児童は、小学校1年生から小学校3年生までの児童で、一月15日以上かつ連続して二月以上の保護ができない家庭の児童とする。ただし、特別な理由により町長が認めるときは、この限りでない。

(定員)

第4条 プレイハウスの定員は、次のとおりとする。

- (1) 当別第一子どもプレイハウス 40名
- (2) 当別第二子どもプレイハウス 60名
- (3) 西当別子どもプレイハウス 60名

(実施日)

第5条 プレイハウスは、月曜日から土曜日まで実施するものとする。

(実施時間)

第6条 プレイハウスの実施時間は、次のとおりとする。

- (1) 学校登校日は、当該児童の下校時間から午後6時までとする。
- (2) 土曜日、臨時休業、夏季休業、冬季休業及び学年末休業日は、午前8時30分から午後6時までとする。

(休日)

第7条 プレイハウスの休日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、臨時に休日を設けることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 8月13日から8月16日及び12月29日から翌年1月5日
- (4) 吹雪等による臨時休校日

(入所申込)

第8条 児童を入所させようとする保護者は、子どもプレイハウス入所申込書(別記様式第1号)及び雇用(雇用予定)証明書(別記様式第2号)、自営業申出書(別記様式第3号)又は家庭内職申出書(別記様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、入所を決定したときは、子どもプレイハウス入所決定通知書(別記様式第5号)により、不許可とするときは、子どもプレイハウス入所不許可通知書(別記様式第6号)によりそれぞれ保護者に通知するものとする。

(保育料の納入)

第9条 児童の保護者は、条例に定める保育料について当月分をその月の末日までに納入しなければならない。ただし、この日が土曜日若しくは第7条第1号又は第2号に規定する休日のときは、これらの日の翌日を当該納付期限の日とする。

(退所届)

第10条 退所させようとする保護者は、子どもプレイハウス退所届(別記様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(事故)

第11条 児童の事故発生ときは、速やかに救護措置をとり、保護者に連絡するものとする。

2 児童は、入所時に障害保険に加入し、掛け金は保護者の負担とする。

3 病院、医療機関等で治療に要した費用は、保護者の負担とする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第11号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月23日規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第23号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月17日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別記様式(省略)